

移植用臓器等の緊急搬送に対する協力について

(平成11年5月1日)

(栃地第839号・栃交企第193号栃木県警察本部長通達)

腎臓等移植に伴う緊急輸送に対する協力については、移植用腎臓等の緊急搬送に対する協力について(昭和62年2月6日付け栃外第162号、栃交企第88号)に基づき行なわれていた。このたび、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)施行により、臓器の移植が開始されたことに伴い、今後は、緊急に臓器等の運搬が必要となる場合や脳死と判定された者の状態が急変する場合等、これまで以上に厳しい時間的制約下での搬送要請が予想される。移植医療を実施する医療機関から緊急自動車である警察用自動車による誘導若しくは臓器等の搬送(以下「誘導等」という。)又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請があった場合は、次により対応することとしたから遺憾なきを期されたい。

なお、移植用腎臓等の緊急搬送に対する協力については廃止する。

記

1 移植実施医療機関

(1) 臓器提供医療機関(臓器等摘出可能医療機関)

- ア 自治医科大学付属病院
- イ 獨協医科大学病院
- ウ 済生会宇都宮病院
- エ 足利赤十字病院
- オ 大田原赤十字病院

(2) 臓器移植医療機関(但し 腎臓移植のみ)

- ア 自治医科大学付属病院
- イ 獨協医科大学病院

2 連絡体制の確立

- (1) 移植等実施医療機関を管轄する警察署は、地域課(係)長を連絡責任者とし、医療機関とあらかじめ連絡体制を確立しておくこと。
- (2) 110番通報により、移植医療を実施する医療機関から緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請がなされる可能性もあるので、関係所属は、通信指令室等から緊急搬送連絡を受けた場合の緊急搬送体制及び搬送要領等について、職員に周知徹底しておくこと。
- (3) 移植等実施医療機関において、臓器等の緊急搬送の必要性が生じた場合には、その旨を早期に警察署等に通報するよう指導しておくこと。

3 緊急搬送の要領等

緊急自動車である警察自動車による誘導等の要請があった場合には、次により可能な限りこれに協力すること。

- (1) 原則として、移植実施医療機関を管轄する警察署の警ら用無線自動車によって、誘導等を行うこと。

なお、警ら用無線自動車が誘導等の要請に対応できない場合は、交通取締用自動車の活用を図ること。

- (2) 緊急搬送に当たっては、総合通信指令室に搬送先、経路等必要事項の連絡を行い、円滑な搬送が行われるようにすること。
- (3) 緊急搬送が他署、他県等にわたる場合又は高速道路使用等の場合においての誘導等は地域部通信指令課に連絡し、その調整の下に行うこと。

4 報告

緊急自動車である警察用自動車及び警察用航空機による誘導等の要請があった場合は、その都度、要請の日時、区間、内容を地域部地域課及び交通部交通企画課に報告すること。

5 その他

臓器等緊急搬送車としての緊急自動車の指定申請があった場合は、可能な限り便宜を図るとともに、移植等実施医療機関に対し、緊急自動車としての指定申請を行うよう働きかけること。